

# 中井町都市マスタープラン（素案）

## ＜都市づくりの目標、全体構想＞



## <目 次>

### 第1章 都市づくりの目標

1. 将来都市像 .....	1
2. 都市づくりの目標 .....	3
3. 基本フレームの設定 .....	5
4. 将来都市構造 .....	6

### 第2章 全体構想

1. 土地利用の方針 .....	11
2. 交通体系の整備の方針 .....	16
3. 都市環境の形成方針 .....	21
4. 自然環境の保全・活用方針 .....	26
5. 安全・安心のまちづくりの方針 .....	29



# **第1章 都市づくりの目標**



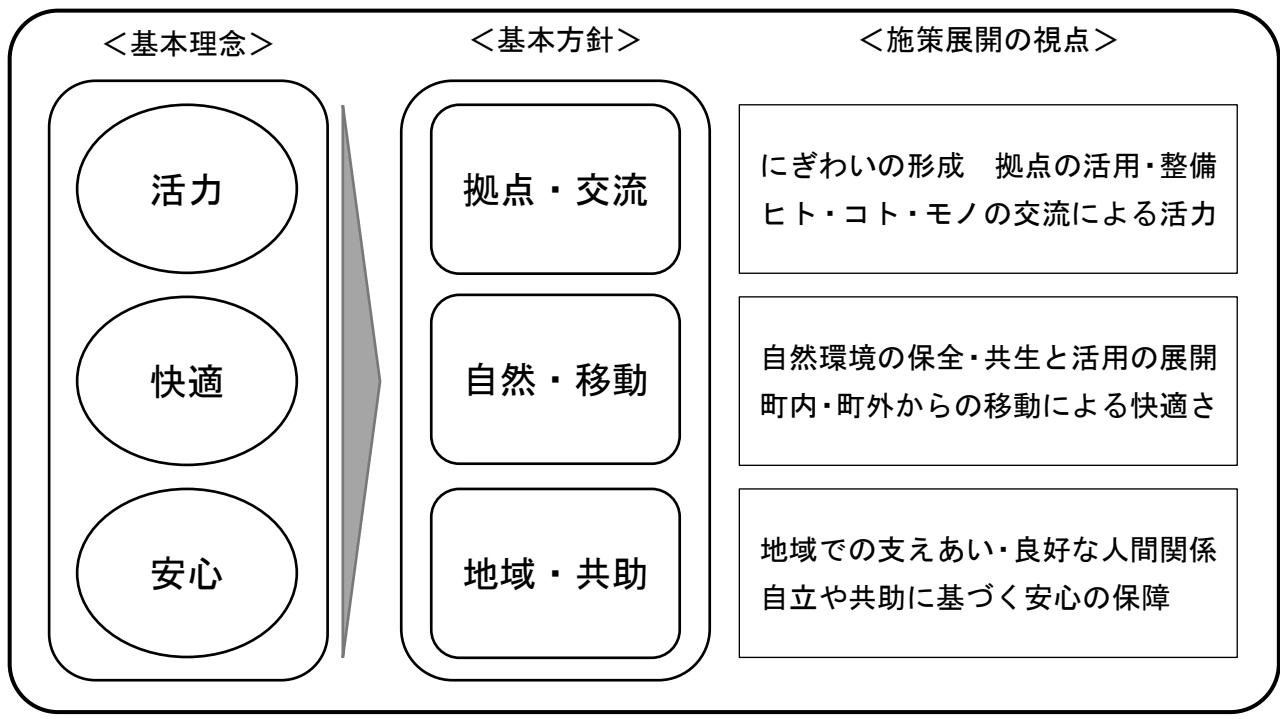
## 1. 将来都市像

2025(平成37(令和7)年度を目標年次とした「第六次中井町総合計画」においては、「活力」「快適」「安心」の3つの基本理念に基づき、将来像を「一人ひとりが主役！ 魅力育む 里都まち♥なかい」と定めています。

本計画は、主に都市計画分野から、総合計画に定める将来像を実現する役割をもっていることを踏まえながら、本町の特徴である「豊かな自然と集落で形成されるうるおいある居住環境」と「都心に近い立地条件を活かした便利さ」を活かしながら、「人や企業が快適に安心して住み（居）続けられるまち」を目指し、将来都市像を「都市のにぎわいと 緑のやすらぎ が こだまするまち」と設定します。

＜第六次中井町総合計画における将来像＞

一人ひとりが主役！ 魅力育む 里都まち♥なかい



＜中井町都市マスタープランにおける将来都市像＞

**都市のにぎわいと 緑のやすらぎ が こだまするまち**

目標年次：2043(令和 25)年

## <将来都市像の考え方>

### 都市のにぎわい と 緑のやすらぎ が こだまするまち

#### ○都市のにぎわい

利便性が高く、子どもから高齢者まで多様な世代が快適に、安全で安心して暮らせる空間、町内外から多くの人が集い・交流するにぎわいのある空間、活発な企業活動を支え町の発展を牽引する空間を「都市」と捉え、ここに暮らし・活動に必要となる機能を集積することによって「都市のにぎわい」が実感できるまちの実現を目指します。

#### ○緑のやすらぎ

四季が織りなす豊かな緑や里山をまもり、いかすことで、暮らしにやすらぎや快適さ、安心感を醸成するとともに、魅力ある観光や交流の場を形成することによって、「緑のやすらぎ」が実感できるまちの実現を目指します。

#### ○こだまするまち

「緑のやすらぎ」に魅力を感じ、暮らしの場として選択されることで「都市のにぎわい」が維持され、その一方では、暮らしの場として選択した住民が自分たちの大切な財産として豊かな自然をまもることで「緑のやすらぎ」が維持されるなど、~~本町が有する~~「都市のにぎわい」と「緑のやすらぎ」が相互に響き合い、共鳴することで、相乗的にまちの魅力を高めていく「都市のにぎわい と 緑のやすらぎ が こだまするまち」の実現を目指します。

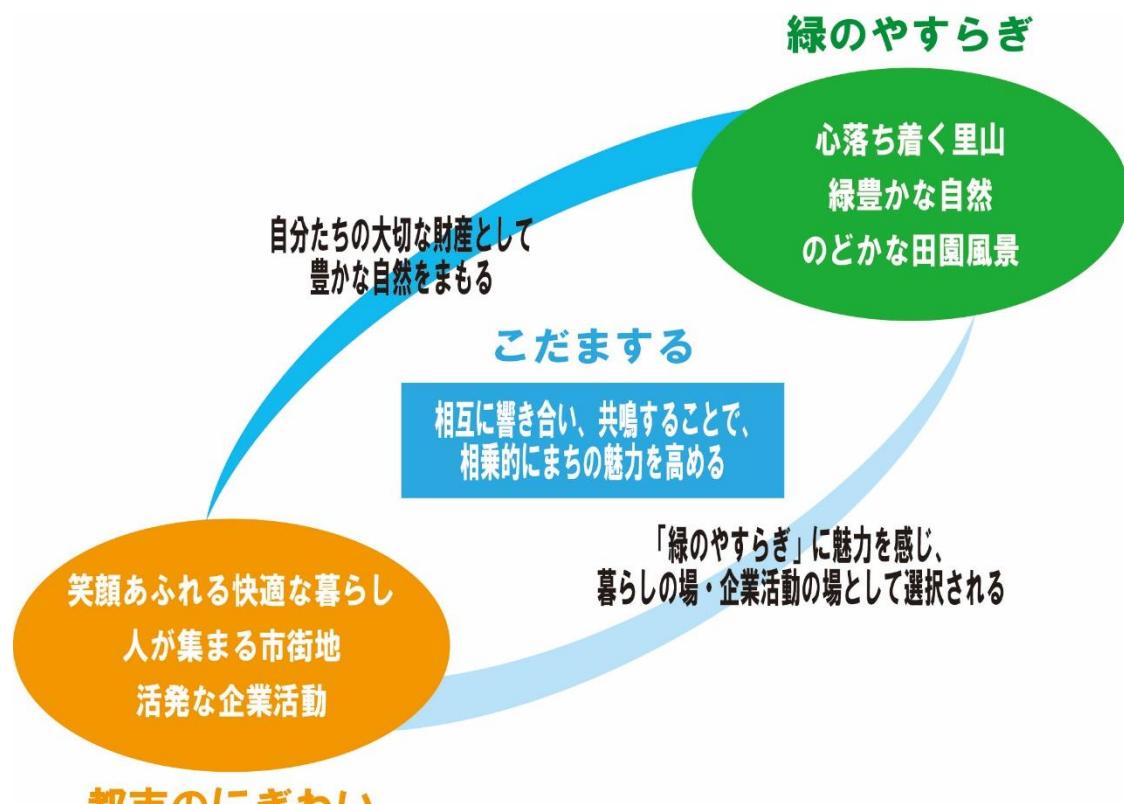


図 将来都市像の考え方のイメージ

## 2. 都市づくりの目標

総合計画における基本方針と施策展開の視点を踏まえ、将来都市像の実現に向けた都市づくりの目標を次のように設定し、まちづくりの展開を図ります。

目標 1	豊かな自然と共生するまち
	<p>豊かな自然環境を地域の優れた資源と捉え、将来にわたって守り・育てるとともに、うるおいや快適さを実感できる暮らしの場の形成、観光や交流の場の確保などの視点から活用することで、自然を生かし、自然に生かされる、<b>豊かな</b>自然と共生するまちを目指します。</p> <p>＜関連する都市づくりの課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○豊かな自然環境の保全</li><li>○観光資源としての活用も視野に入れた公園整備と河川に親しむ環境づくり</li><li>○<b>豊かな</b>自然、歴史・文化資源の保全・活用</li><li>○<b>自然、歴史・文化資源をいかした</b>心地よい景観の育成</li></ul>

目標 2	多様な世代が暮らすまち
	<p>在宅勤務などの新たな働き方のニーズにも対応した居住環境を創出するとともに、豊かな自然などの「強み」を<b>いかし</b>、利便性などの「弱み」を克服することで、暮らしの場としての魅力を高め、高齢者が住み続けられ、若い世代も「住みたい」まちとして選択される、多様な世代が暮らすまちを目指します。</p> <p>＜関連する都市づくりの課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○若年層を中心とした定住人口の誘導</li><li>○新たなライフスタイルに対応した<b>住宅・宅地</b>の確保</li><li>○将来需要・動向を見据えた計画的な市街地の形成</li><li>○市街地・集落地の生活環境の改善</li><li>○適切な排水処理による自然環境・居住環境の維持・保全</li><li>○既存のインフラ施設の有効活用と適切な維持管理</li></ul>

目標 3	交流が盛んで活気のあるまち
	<p>高速交通へのアクセス性や<b>豊かな</b>自然、歴史・文化などの「強み」を<b>いかした</b>農業・観光振興、新たな工業・流通業務といった企業集積を進めるなど産業の活性化により、多くの「ヒト・コト・モノ」が集まる、交流が盛んで活気のあるまちを目指します。</p> <p>＜関連する都市づくりの課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○地域特性・優位性を<b>いかした</b>産業機能の拡充</li><li>○立地条件を<b>いかした</b>新たな農業への取り組み</li><li>○地域資源を活用した交流・関係人口の拡大</li><li>○将来需要・動向を見据えた計画的な市街地の形成</li><li>○<b>豊かな</b>自然、歴史・文化資源の保全・活用</li><li>○<b>自然、歴史・文化資源をいかした</b>心地よい景観の育成</li></ul>

目標4	移動しやすく便利なまち
<p>身近な買い物や医療、子育て支援、高齢者の生きがいのサポートなど、暮らしを豊かにする様々な施設・機能が集まる市街地を形成するとともに、その市街地と居住地の間、周辺都市との間のスムーズな交通環境を確保することで、誰にとっても、どこに住んでも移動しやすく便利なまちを目指します。</p> <p>＜関連する都市づくりの課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが安心して暮らせるコンパクトな市街地の形成</li> <li>○身近な商業機能の維持・向上</li> <li>○高齢者等誰もが利用できる公共交通の充実</li> <li>○安全で快適性の高い幹線道路ネットワークの形成</li> <li>○新たな技術を活用した都市環境の質的向上</li> <li>○周辺市町との連携による都市施設の整備</li> </ul>	

目標5	安全で安心して暮らせるまち
<p>災害の発生など、暮らしを取り巻く様々なリスクから住民の生命・財産を守ることを、最も基本となる都市づくりの考え方と捉え、災害の予防や被害の低減、防犯や交通安全などに加え、必要な医療や福祉サービスが提供できる都市の環境を整えることで、少子・高齢化が急速に進展するなか、将来においても安全で安心して暮らせるまちを目指します。</p> <p>＜関連する都市づくりの課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歩行者空間の確保</li> <li>○安全で安心できる暮らしの確保</li> <li>○協働による地域のコミュニティ意識の向上</li> </ul>	

### 3. 基本フレームの設定

#### (1) 目標とする人口フレーム

本町の将来人口は、人口構成や人口動向等を考慮すると、現状のままでは、全国的な動向と同様に、今後、減少傾向が続くことが予測されます。将来都市像の実現には、交流人口や関係人口の拡大を図りつつも、都市づくりの目標に掲げた「多様な世代が暮らすまち」の実現によって、人口減少に歯止めがかけられる人口構造に転換していくことが求められます。

このため、本計画の目標年次である2043(令和25)年における人口については、産業機能の向上を含む新たな市街地の形成、市街地環境の改善及び定住促進施策の推進等による積極的な定住人口の誘導に努め、「中井町人口ビジョン」に基づき約7,500人と設定します。

＜参考＞

	2020 (令和2)年	2025 (令和7)年	2030 (令和12)年	2040 (令和22)年	2045 (令和27)年
実績値（国勢調査）	9,300人	—	—	—	—
第六次総合計画	—	9,400人	—	—	—
国立社会保障・人口問題研究所 平成30(2018)年推計	9,234人	8,689人	8,066人	6,753人*	6,102人*
人口ビジョン	9,265人	8,853人	8,406人	7,486人*	7,045人*

\*2043(令和25)年は人口ビジョンの目標値設定がない

#### (2) 目標とする市街地フレーム

市街地（市街化区域）フレームは、世帯数の増加や居住水準の向上、新たなライフスタイルを見据えた居住、産業機能の郊外化などの多様な宅地需要に応えつつ、既成市街地の再整備や集約化を促進するとともに、現状の市街化区域に加え、新たな産業基盤として計画的な開発・整備が予定されている区域、定住人口の誘導を図る開発区域等を含めることによって、適切な規模の市街地の形成に取り組みます。

このため、町の拠点や新たな産業・住宅市街地の形成に関する面的基盤整備等の事業の熟度にあわせ、必要に応じ、市街化区域への編入を検討します。

## 4. 将来都市構造

### (1) 将来都市構造の考え方

前計画では、少子・高齢化の進展、環境問題への意識の高まり、厳しさを増す行財政運営などを考慮して、「必要な都市機能が集約的に集積」し、「公共交通ネットワークにより各地域が有機的にネットワーク」された「集約的な都市構造」の構築を目指し、都市づくりを進めてきました。

その結果、拠点への機能立地や道路交通ネットワークの充実、新たな市街地形成など一定の成果をあげることができましたが、将来的により一層の人口減少や少子・高齢化が予想され、厳しい行財政運営を迫られるなかにあっては、引き続き、持続可能な都市づくりを効率的、効果的に進めることができます。

のことから、「集約的な都市構造」の考え方を基軸としつつ、都市づくりの目標の実現の視点から、以下の考え方のもとで将来都市構造を設定します。

#### 考え方1

- 「豊かな自然と共に生するまち」を実現する都市構造

- 自然の保全を図る区域を明確化するゾーンを設定します。
- 豊かな自然をいかして多くの人が集う拠点を設定します。
- 骨格を形成する緑や河川を軸として設定します。

#### 自然・田園環境ゾーン

#### 交流拠点

#### 緑の骨格軸 水の骨格軸

#### 考え方2

- 「多様な世代が暮らすまち」を実現する都市構造

- 都市的土地利用を図る区域を明確化するゾーンを設定します。

#### 市街地ゾーン

#### 考え方3

- 「交流が盛んで活気のあるまち」を実現する都市構造

- 多くの「ヒト・コト・モノ」が集い交流する拠点を設定します。
- 活性化を牽引する産業機能を維持・誘導する拠点を設定します。

#### 交流拠点

#### 産業拠点

#### 考え方4

- 「移動しやすく便利なまち」を実現する都市構造

- 暮らしの利便性を高める機能が集積する拠点を設定します。
- 暮らしの利便性を高める機能が集積する拠点や周辺都市と居住地の間を結ぶ軸を設定します。

#### 地域拠点

#### 広域骨格軸 都市骨格軸 地域連携軸

### 考え方5

- 「安全で安心して暮らせるまち」を実現する都市構造

■災害リスクなどを勘案して、自然の保全を図る区域と都市的土地区画整理事業を明確化するゾーンを設定します。

自然・田園環境ゾーン  
市街地ゾーン

## (2) 将来都市構造の展開

### 1) 都市拠点

都市拠点は、暮らしを支えるサービス機能や交通結節機能、産業機能、自然や歴史・文化的な地域資源など、様々な活動の場面で本町全体又は地域の中心的な役割を担う次のエリアを設定します。

#### ①地域拠点・地区拠点

地域における日常生活圏域の中核を担ってきた市街地や地域の活動拠点となる公共施設の周辺などのエリアを、身近な地域において、暮らしに必要な都市機能を集積する「地域拠点」に位置づけます。

このうち、町役場周辺については、既存施設や新たな機能集積などによって、町内外から多くの人が集い・交流する交流機能の導入を検討します。

また、地域拠点を補完するエリアを、「地区拠点」に位置づけます。

- 町役場周辺（中村・境地域：地域拠点）
- 井ノ口公民館周辺（井ノ口地域：地域拠点）
- 境コミュニティセンター周辺（地区拠点）

#### ②産業拠点

既存の産業機能の集積地のほか、高速交通アクセスに優れた立地条件にあるエリアを、雇用や町の安定した財源の確保、経済的な持続的発展を牽引する「産業拠点」に位置づけます。

- グリーンテクなかい（既存産業拠点）
- 中村下地区（既存産業拠点）
- 久所地区（既存産業拠点）
- 諏訪地区（新規産業拠点）
- 南部地区（新規産業拠点）

#### ③交流拠点

本町の魅力の一つである豊かな自然や歴史・文化などの資源、多くの人が集まりやすい交通結節点の周辺などのエリアを、地域の資源や施設・機能を活用し、町内外から多くの人が集い・交流する「交流拠点」に位置づけます。

- 中井中央公園周辺
- 厳島湿生公園周辺
- 五所八幡宮周辺
- 中井パーキングエリア周辺

## 2) 都市軸

都市軸は、町内の各拠点と周辺都市、町内各拠点間を結ぶ都市の骨格となる道路を設定します。

### ①広域骨格軸

高速道路などは、首都圏をはじめとする周辺都市と本町を結び、高速かつ円滑な移動による連携を担い、本町の広域的な都市活動を支える「広域骨格軸」に位置づけます。

- 東名高速道路
- 厚木秦野道路（国道246号バイパス）

### ②都市骨格軸

県道をはじめとする幹線道路は、周辺都市と本町との都市間移動を担うとともに、本町の骨格を形成する道路であり、公共交通を含めた都市活動を支える道路として「都市骨格軸」に位置づけます。

- 県道71号（秦野二宮）
- （仮称）渋沢中井線
- 砂口南が丘線
- 県道77号（平塚松田）
- 五分一幹線及び藤沢小竹線の一部
- 県道709号（中井羽根尾）
- インター境線及び（仮称）秦野中井インター平塚アクセス道路

### ③地域連携軸

主要な幹線町道などは、地域間、集落間の移動を担う道路であり、町内における都市活動を支える道路として「地域連携軸」に位置づけます。

- 主要地域内幹線  
藤沢小竹線（一部区間）、境平沢線（一部区間）、広域農道（やまゆりライン）
- その他主な幹線町道等  
(仮称)比奈窪藤沢線

### 3 ) 水と緑の骨格軸

緑に恵まれた本町の環境を特徴づける緑地は、適切な保全・維持管理と環境整備によつて、良好な景観の形成や水や緑などの自然とのふれあいの場となる「水と緑の骨格軸」に位置づけます。

- 中村・境地域と井ノ口地域の間の南北に連なる帯状の緑（緑の骨格軸）
- 中村川、藤沢川及び葛川等の河川沿いの緑（水の骨格軸）

### 4 ) ゾーニング

ゾーニングは、豊かな自然を守り育てるとともに、これらと共に共生・調和しつつ、機能的で快適な都市活動の場となる区域を明確化する区域・範囲を設定します。

#### ①市街地ゾーン

既に都市的な土地利用が進んでいる既存の市街地のほか、多様なニーズに対応した暮らしの場や持続的発展を牽引する新たな産業地を、自然との共生・調和に配慮しつつ、市街地の環境整備・改善及び地域拠点間の連携強化等を通じて、都市的な土地利用を図る「市街地ゾーン」に位置づけます。

- 中村、井ノ口の市街地、「グリーンテクなかい」等の既存市街地
- 町役場周辺
- 諏訪地区及び南部地区（新たな市街地形成）

#### ②自然・田園環境ゾーン

本町の魅力の一つである豊かな自然や田園風景の広がる集落、里山などで構成される区域を、集落における生活環境の改善、自然環境の保全による災害発生の防止及び田園環境の適切な保全・維持管理、新たな利活用等を通じて、自然及び田園環境を維持する「自然・田園環境ゾーン」に位置づけます。

- 町域東西の縁辺部に広がる緑
- 谷戸や台地部に位置する集落及び農地

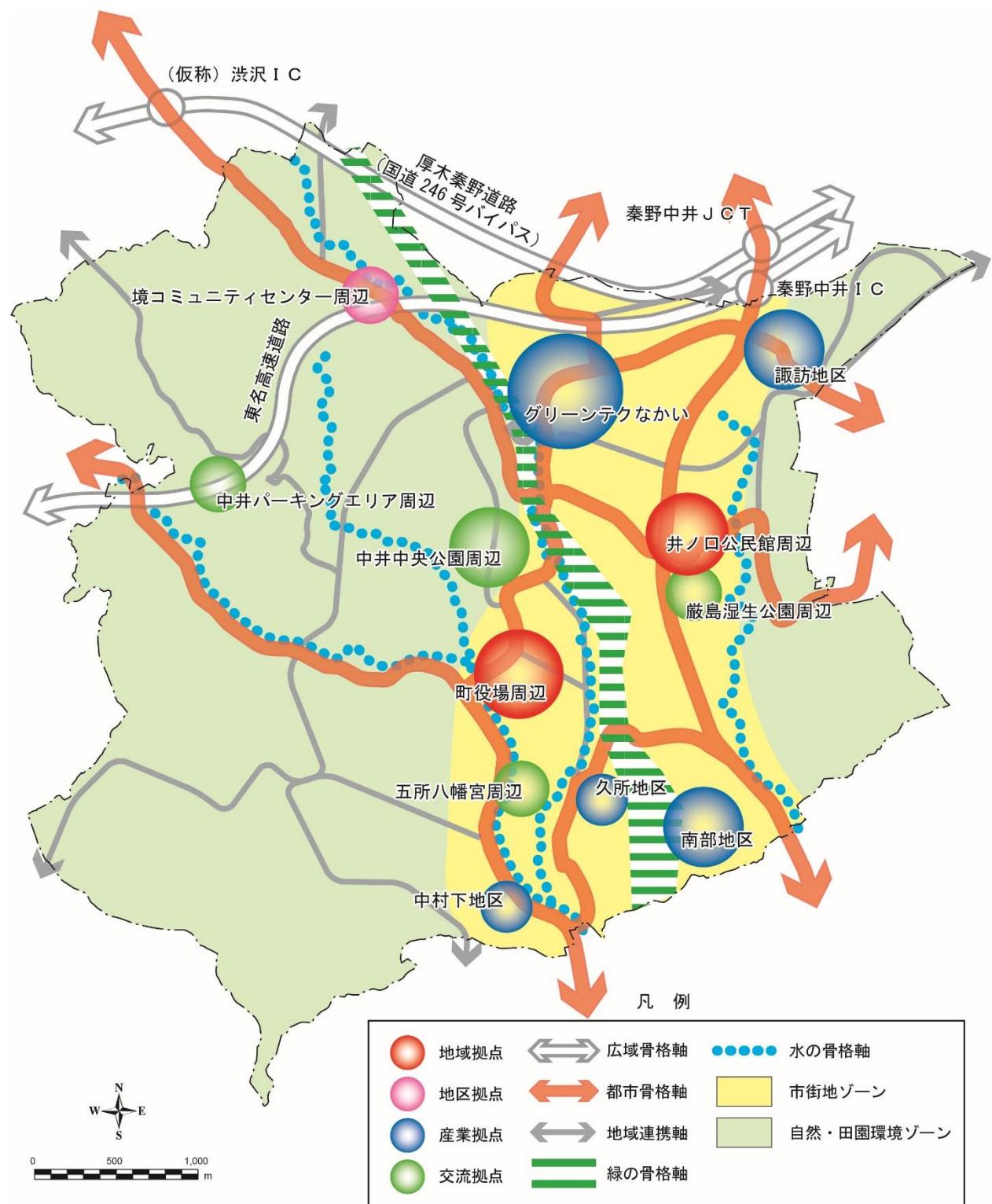


図 将来都市構造図

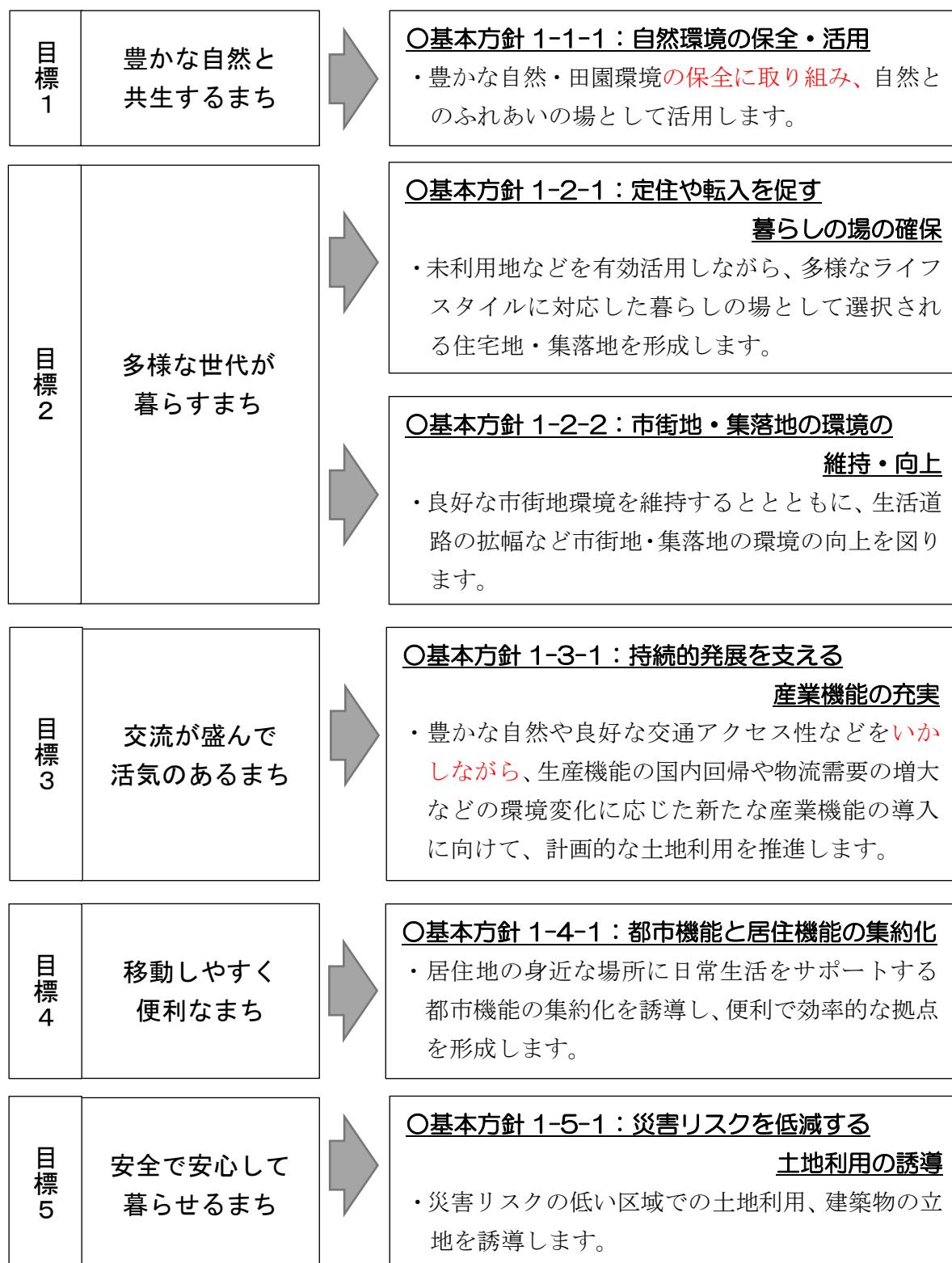
## **第2章 全体構想**



# 1. 土地利用の方針

## (1) 土地利用の基本方針

都市づくりの目標の実現に向け、土地利用の基本方針を次のように設定します。



## (2) 土地利用の配置方針

土地利用の基本方針を踏まえ、将来都市構造の拠点配置やゾーニングをベースとして、区分ごとに次のように土地利用を配置します。

### 1) 市街地ゾーン

#### ①住宅地

##### ○ゆとりと落ち着きのある住宅地づくり<基本方針1-2-2>

ゆとりと落ち着きのある居住環境の創出に向けた住宅地づくりを進めます。

##### ○未利用地の有効利用の促進<基本方針1-2-1>

市街化区域内に残存する未利用地については、有効利用を図るため、民間事業者と連携し、土地や建物などの流通の活性化と良質な宅地供給を促進します。

##### ○空き家の適正な管理の促進<基本方針1-2-2>

管理が不足し、そのまま放置すると周辺環境や安全性に問題が生じる恐れのある空き家については、適正な管理を促進するとともに、その状態が改善されない場合は、所有者等に対し、法律に基づく指導や措置を実施します。

##### ○土地利用混在の緩和・共存<基本方針1-2-2>

住宅と工場が混在する地区においては、用途地域の見直しなどを図りながら、混在の緩和や共存に向けた適切な土地利用を誘導します。

##### ○良好な居住環境の保全<基本方針1-2-2>

土地区画整理事業が完了し、良質な都市基盤施設が整備された地区や、良好な住宅地環境が形成されている住宅地は、良好な居住環境を維持します。

##### ○市街地環境の改善<基本方針1-2-2>

狭い道路など生活基盤が不十分な市街地の改善のため、住宅の建築時における道路の拡幅や隅切りの確保等を進めるほか、必要に応じ、街路を地区施設として定める地区計画を検討します。

##### ○多様なニーズに対応した住宅市街地の形成<基本方針1-2-1>

二地域居住や在宅勤務などの新たなライフスタイルへの対応も視野に、定住や若い世代の転入を促進するため、空き地などの未利用地や空き家の活用を促進するとともに、将来的な住宅地ニーズを勘案しながら、新たな住宅市街地の形成にも取り組みます。

#### ②商業地

##### ○商業機能の充実<基本方針1-4-1>

地域拠点においては、~~拠点性~~ 日常的な暮らしの利便性を高めるため、既存の商業機能の維持・改善とともに、新たな商業機能の立地を誘導します。

##### ○沿道型商業地の誘導検討<基本方針1-4-1>

幹線道路の沿道においては、商業利便性を高めるため、自動車でのアクセス性をいかした沿道型商業施設の立地誘導方策を検討します。

### ③産業地

#### ○自然と調和した産業環境の充実＜基本方針1-3-1＞

既存工業団地は、事業者と連携しながら、緑豊かな産業環境を維持するとともに、道路などの都市基盤施設の充実など、産業機能の維持・向上に向けた支援に取り組みます。また、産業地の拡充も念頭に、雇用の確保に寄与する新たな企業の誘致に努めます。

また、土地利用の動向を注視しながら、必要に応じた用途地域の見直しや地区計画などにより、**住宅と工場の混在**の緩和や共存に向けた適切な土地利用を誘導します。

#### ○新規産業地の形成＜基本方針1-3-1＞

交通アクセス性が高い本町の産業立地需要のポテンシャルを**いかし**、雇用の確保にも寄与する新たな産業地の形成に取り組みます。

## 2) 自然・田園環境ゾーン

### ①集落地

#### ○集落地における生活環境の改善＜基本方針1-2-2＞

集落地は、本町の農業を支える地域コミュニティを形成していることから、農業政策と調整しつつ、コミュニティ維持に必要な道路・排水施設などの**都市基盤施設**の整備・改善を進めます。

また、新規就農や空き家などを活用した二地域居住など、多様化する居住ニーズ**に対応した住宅・宅地**の確保に取り組みます。

### ②農地

#### ○農地の保全・活用＜基本方針1-1-1＞

新規就農者や農業従事者などの人材の育成・支援、観光・交流資源などの地域の特色を**いかした農地の活用**のほか、農業法人や意欲的な担い手への農地の集約化などを通じ、**農用地区域をはじめとする**優良な農地の保全に取り組みます。

### ③自然地

#### ○自然環境の保全と回復＜基本方針1-1-1・1-5-1＞

本町の自然の豊かさを演出するとともに、自然災害の予防・低減などの多面的な機能・役割を持つ森林・緑地は、水源の森林づくり事業などの活用のほか、農地法や森林法などの法令の適用のもとで適切な保全と維持管理に取り組みます。

また、砂利採取場跡地については、農地復元事業などによる農地・山林への復元を基本とした跡地対策を砂利採取事業者及び地権者とともに検討します。

### ④里山活用拠点

#### ○農地や森林の新たな利活用の検討＜基本方針1-1-1・1-3-1＞

里山の豊かな自然を保全するとともに、遊休化した農地や管理が不足した森林などについては、農地や山林に関わる法制度の制定・改正などを注視しながら、地域の持続的な発展やコミュニティ維持の視点から、新たな利活用を検討します。

### (3) 新規都市機能の導入方針

暮らしの利便性の確保、定住や若い世代の転入促進、新たな産業地の形成などに向け、次の新たな都市機能の導入について検討します。

#### 1) 地域拠点の形成

##### ○町役場周辺地区<基本方針1-4-1>

公共公益性の高い施設が立地する町役場周辺地区は、これらの公共サービス機能やバスターミナルとしての交通結節機能などをいかし、本町の魅力の向上に寄与する商業機能、交流機能などの導入に向けた検討に取り組みます。

#### 2) 新たな住宅市街地の整備

##### ○神戸地区<基本方針1-2-1>

定住や若い世代の転入を促進するための住宅用地として、面的整備の導入手法の検討に取り組みます。

##### ○上ノ原地区<基本方針1-2-1>

県道71号沿道に位置する条件や現行の市街化区域との一体的な活用の視点から、定住や若い世代の転入を促進するための住宅用地として、住居系市街地の形成に向けた検討に取り組みます。

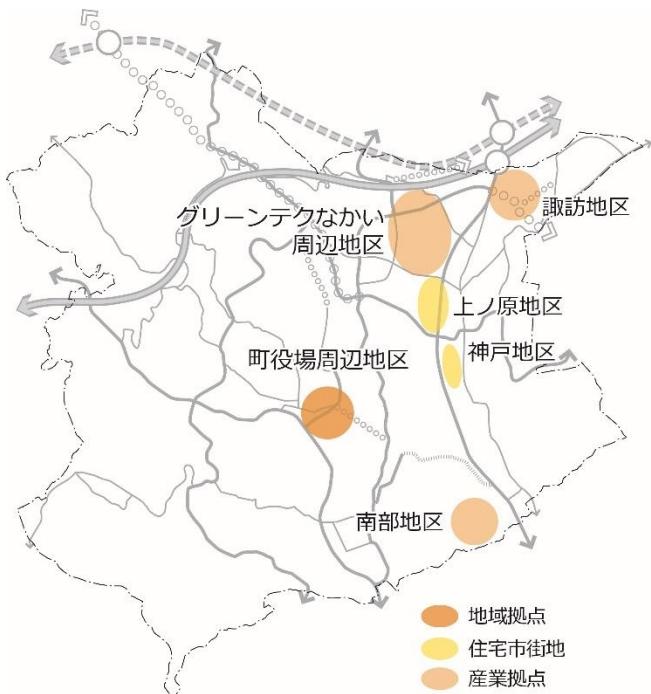
#### 3) 産業拠点の形成

##### ○諏訪地区<基本方針1-3-1>

隣接する「グリーンテクなかい」や東名高速道路秦野中井インターチェンジを活用した、新たな産業拠点の形成に向け、土地利用の方向性を検討するとともに、組合による土地区画整理事業の施行を支援します。

##### ○南部地区<基本方針1-3-1>

メガソーラー事業地としての使用が期限を迎える2035(令和17)年を見据え、産業拠点の形成に向けた事業方策を検討します。



##### ○グリーンテクなかい周辺地区<基本方針1-3-1>

グリーンテクなかい周辺については、既存工業団地を含めた産業機能の集積と東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺の立地をいかした産業機能の拡充を検討します。

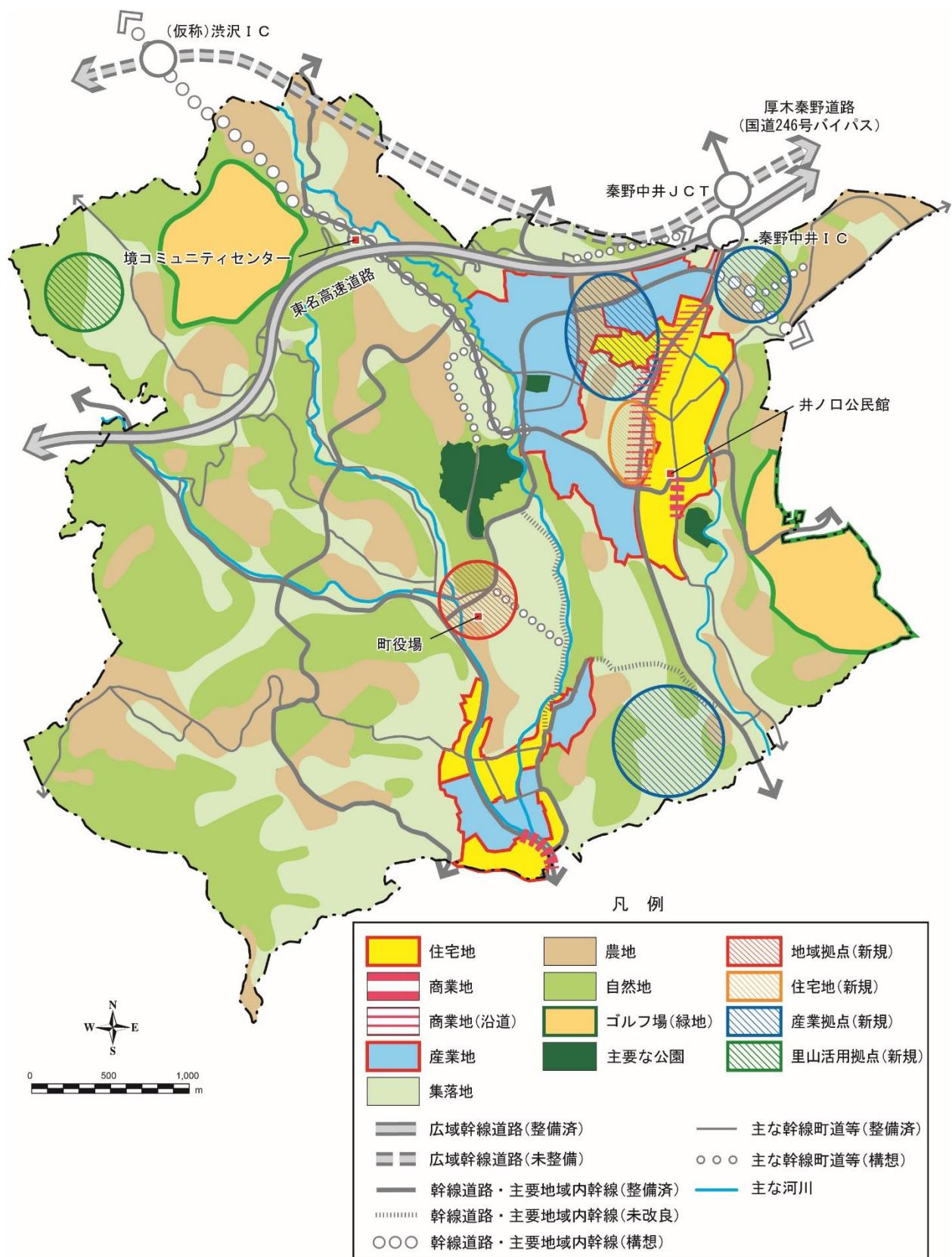
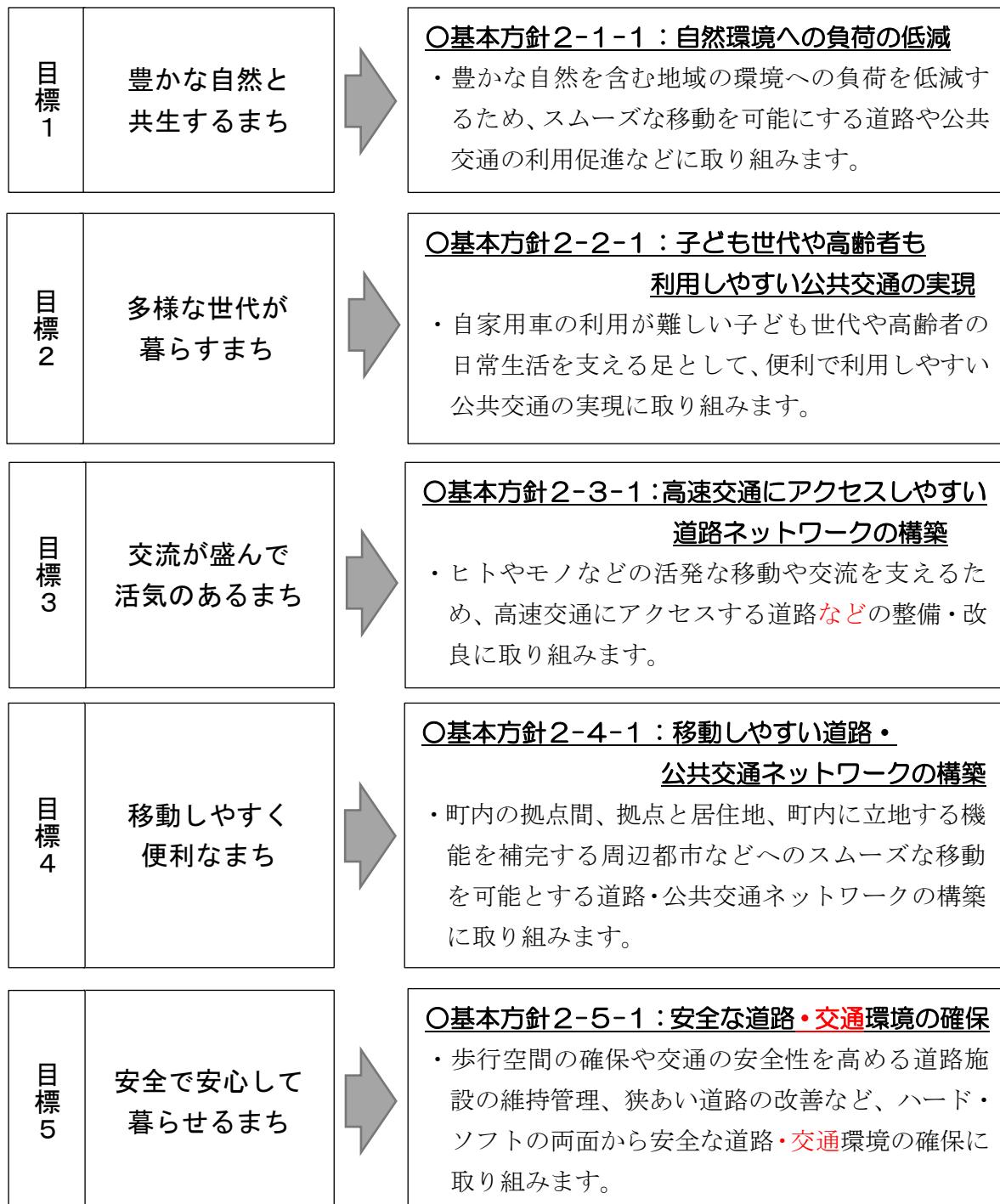


図 土地利用方針図

## 2. 交通体系の整備の方針

### (1) 交通体系の整備の基本方針

都市づくりの目標の実現に向け、交通体系の整備の基本方針を次のように設定します。



## (2) 道路の整備・維持管理方針

幹線道路から生活道路まで道路の役割、位置づけに応じた道路整備を進めることで、安全でスムーズ、快適な移動を支える道路ネットワークを構築します。

また、長寿命化を実現する適切な維持管理に努めます。

### 1) 道路ネットワークの整備

#### ○広域幹線道路の整備（広域骨格軸の整備）<基本方針2-3-1>

本町の広域交通条件の優位性を高める上で重要な幹線道路として、引き続き関係機関に對し未事業化区間の事業化と早期全線開通を要望していきます。

- ・厚木秦野道路（国道246号バイパス）

#### ○幹線道路の整備（都市骨格軸の整備）<基本方針2-1-1・2-4-1>

本町と周辺市町を連絡する幹線道路及び本町の幹線道路網を形成する道路は、都市間連携を高める上で重要な都市骨格軸として、整備・改良と予防保全工事などの維持管理を進めます。

路線	位置づけ	取り組み
県道71号(秦野二宮)	秦野市、二宮町へ連絡する路線	都市骨格軸としての機能を維持するため、予防保全工事などの維持管理を県へ要望します。
県道709号(中井羽根尾)	小田原市へ連絡する路線	
県道77号(平塚松田)	平塚市、大井町、松田町へ連絡する路線	井ノ口交差点から上中橋までの間の歩道設置を県へ要望します。
(仮称)渋沢中井線 (一部境平沢線)	厚木秦野道路（国道246号バイパス）へ連絡する路線	早期事業化に向けた協議及び関係機関への要望活動を実施します。
(仮称)秦野中井インター ・平塚アクセス道路	平塚市へ連絡する路線	
インター境線	幹線道路網を形成する路線	予防保全工事などの維持管理により、都市骨格軸としての機能を維持します。
砂口南が丘線	秦野市へ連絡する路線	
藤沢小竹線(一部区間)	県道709号(中井羽根尾)と 五分一幹線を連絡する路線	
五分一幹線(一部区間)	県道71号(秦野二宮)と 藤沢小竹線を連絡する路線	整備済区間の維持管理による機能維持とともに、未改良区間の整備に取り組みます。

#### ○地域内幹線道路の整備（地域連携軸の整備）<基本方針2-1-1・2-4-1>

町内の地域や集落間を結ぶ幹線町道等は、地域拠点や市街地間、集落間を連絡し、連携を高める上で重要な道路として、市街地整備等と連携を図りつつ、整備・改良と予防保全工事などの維持管理を進めます。

名称		位置づけ	取り組み
主要地域内幹線	藤沢小竹線（一部区間）	藤沢川沿いに県道77号（平塚松田）と五分一幹線を連絡する路線	未改良区間の整備に取り組みます。
	境平沢線（一部区間）	県道77号（平塚松田）と秦野市平沢地区を連絡する路線	予防保全工事などの維持管理により、地域連携軸としての機能を維持します。
	広域農道 (やまゆりライン)	大久保、雜色、岩倉地区を経由して小田原市小竹地区と境平沢線を連絡する路線	
主な幹線町道等	(仮称)中井中央公園線	中井中央公園を経由して境平沢線と県道77号（平塚松田）を連絡する路線	境平沢線までの区間の延伸を検討します。
	(仮称)比奈窪藤沢幹線	県道77号（平塚松田）と藤沢小竹線を連絡する路線	整備を検討します。
	(仮称)砂口南が丘線2期	秦野市へ連絡する路線	
	(仮称)諏訪山線	(仮称)秦野中井インター・平塚アクセス道路と井ノ口東農道を連絡する路線	路線拡幅や予防保全工事などの維持管理により、地域連携軸としての機能を維持します。
	遠藤原幹線	井ノ口上幹線と遠藤原地区を連絡する路線	
	半分形幹線	県道709号（中井羽根尾）と半分形、古怒田地区を連絡する路線	予防保全工事などの維持管理により、地域連携軸としての機能を維持します。
	境幹線	県道71号（秦野二宮）と境平沢線を連絡する路線	
	井ノ口東農道	県道77号（平塚松田）と遠藤原地区を連絡する路線	

## 2) 道路の質の向上に向けた改善

### ○生活道路の改善<基本方針2-5-1>

沿道住民の利便性の向上や緊急車両の通行路確保に向けて、**住宅の建築時における道路の拡幅や隅切りの確保等**を進めるほか、必要に応じ、街路を地区施設として定める地区計画を検討します。

### ○誰もが利用しやすい快適な道づくり<基本方針2-5-1>

原則的に道路の機能維持のための予防保全工事を進めるとともに、安全性や快適性の観点から歩道**や自転車の通行環境**の確保、段差解消、防犯灯の設置などの必要に応じた道路・交通環境の改善に取り組みます。

## ○交通規制の見直し検討＜基本方針2-5-1＞

生活道路への通過車両の流入や大型車両等の進入を排除するため、必要に応じて警察へ交通規制の依頼等を実施します。~~また、主に大型車両の通行する道路や通学路等の生活道路を対象とした、防災安全専門員によるパトロールを実施します。~~

## ○中井パーキングエリアの活用検討＜基本方針2-3-1＞

東名高速道路中井パーキングエリアについては、地域の活性化に繋がる地域固有の資源として、~~関係機関と連携し、利用者と地域が交流する場の形成など、施設の有効活用方策について調査・検討します。~~

### （3）公共交通の整備方針

高齢者の増加、環境負荷の軽減や住民の公共交通の利便性向上に対するニーズに対応するため、地域の特性を踏まえた公共交通体系の確立に取り組みます。

## ○路線バスやオンデマンドバスの維持及び利便性の向上＜基本方針2-2-1・2-4-1＞

住民の生活の足である、地域公共交通の安定的な提供及び利便性の向上のため、引き続き地域公共交通会議において協議検討を行うとともに、交通事業者と協力し、調査研究を進めます。

また、安全性確保対策が必要なバス停については、安全性を高めるための環境改善を関係機関と連携して進めるとともに、誰もが利用しやすい地域公共交通を目指して、環境への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえた利用環境の形成に取り組みます。

## ○新たな公共交通システムの導入の検討＜基本方針2-2-1・2-4-1＞

町内や鉄道駅などの交通結節点へのスムーズな移動と利便性を高めるため、少子・高齢化等に伴う人口減少などの社会動向、新たな技術の開発状況に注視しつつ、必要に応じて、新たな公共交通システムの導入について検討します。

## ○公共交通の利用拡大＜基本方針2-1-1＞

自動車利用による二酸化炭素の排出量の抑制を図るため、サイクルアンドバスライドの設置等、乗り換えの利便性向上に取り組み、自家用車から公共交通機関へのシフトを促します。

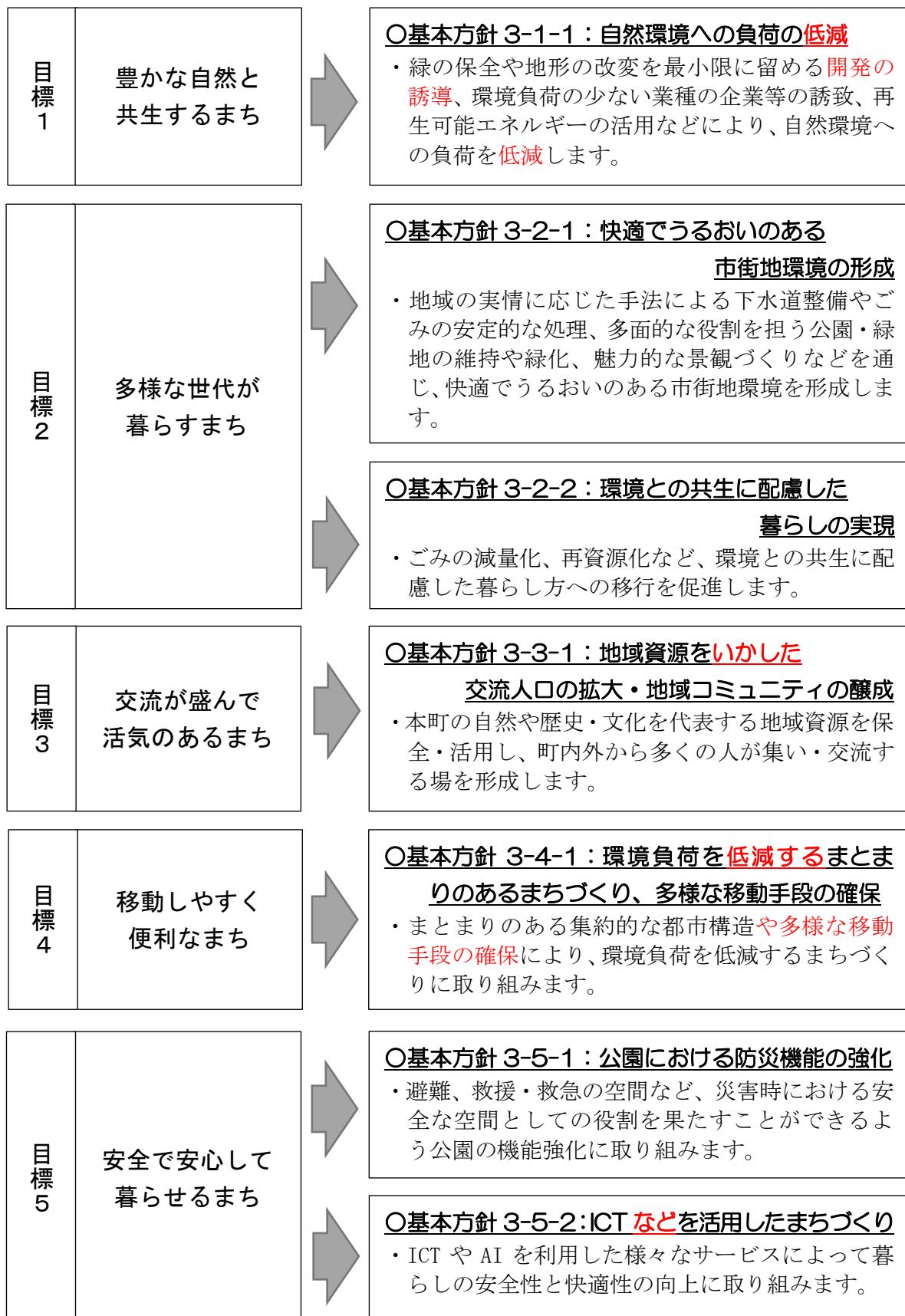


図 交通体系の整備の方針図

### 3. 都市環境の形成方針

#### (1) 都市環境形成の基本方針

都市づくりの目標の実現に向け、都市環境形成の基本方針を次のように設定します。



## (2) 公園・緑地の整備・保全方針

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能及び景観形成機能など、公園・緑地が有する多様な機能の活用を視野に整備・維持管理を進めることで、安全で快適な都市環境の実現に取り組みます。

また、長寿命化を実現する適切な維持管理に努めます。

### 1) 公園・緑地の整備

#### ○都市基幹公園の整備<基本方針3-2-1・3-3-1>

町のスポーツ・レクリエーションや自然環境とふれあうことのできる拠点として、また、  
**町内外からの利用**により、多くの人が交流する**拠点として**位置づけ、交流人口の拡大に向け、  
公園施設長寿命化計画に基づき、施設・機能の維持と必要となる更新に取り組みます。

#### ○住区基幹公園の配置・整備<基本方針3-2-1>

地区の基幹となる**既設の**公園は、引き続き、機能の適切な維持と利用促進に向けたしくみ  
の構築に取り組みます。

身近な場所に配置された小規模な**既設の**公園は、機能の維持や安全性の確保の視点から、  
適切な維持管理を進めます。

#### ○防災機能の強化<基本方針3-5-1>

災害時の避難場所や備蓄倉庫の設置、応急仮設住宅設置場所など、広域的な役割も念頭に  
防災機能の強化に**向けた検討**に取り組みます。

### 2) 緑のネットワークの形成

#### ○地域資源をいかした拠点づくり<基本方針3-3-1>

本町の自然や歴史・文化を代表する厳島湿生公園や震生湖、里山の風景、五所八幡宮など  
は、地域の大切な資源と位置づけ、周辺も含めた環境の保全・維持管理と自然や歴史・文化  
とふれあう拠点、自然学習、郷土学習の場などとしての活用に取り組みます。

#### ○緑の拠点とネットワークの形成<基本方針3-2-1・3-3-1>

藤沢川などの河川は、川の風景や遊歩道の整備などの水辺に親しむ環境づくりや、健康増  
進のためのウォーキングコース、史跡や名所をめぐる散策コースの設定など、ハード・ソフト  
の両面から、地域資源間を連携させるネットワークの形成に取り組みます。

### 3) 緑の育成

#### ○市街地の緑化<基本方針3-2-1>

公共施設における植栽の維持管理や、住宅地や商業地、産業地などの土地利用に応じた方  
法による緑化の促進や花いっぱい促進運動の展開など、住民や企業等の協力を得て、市街地  
における緑の育成を進めます。

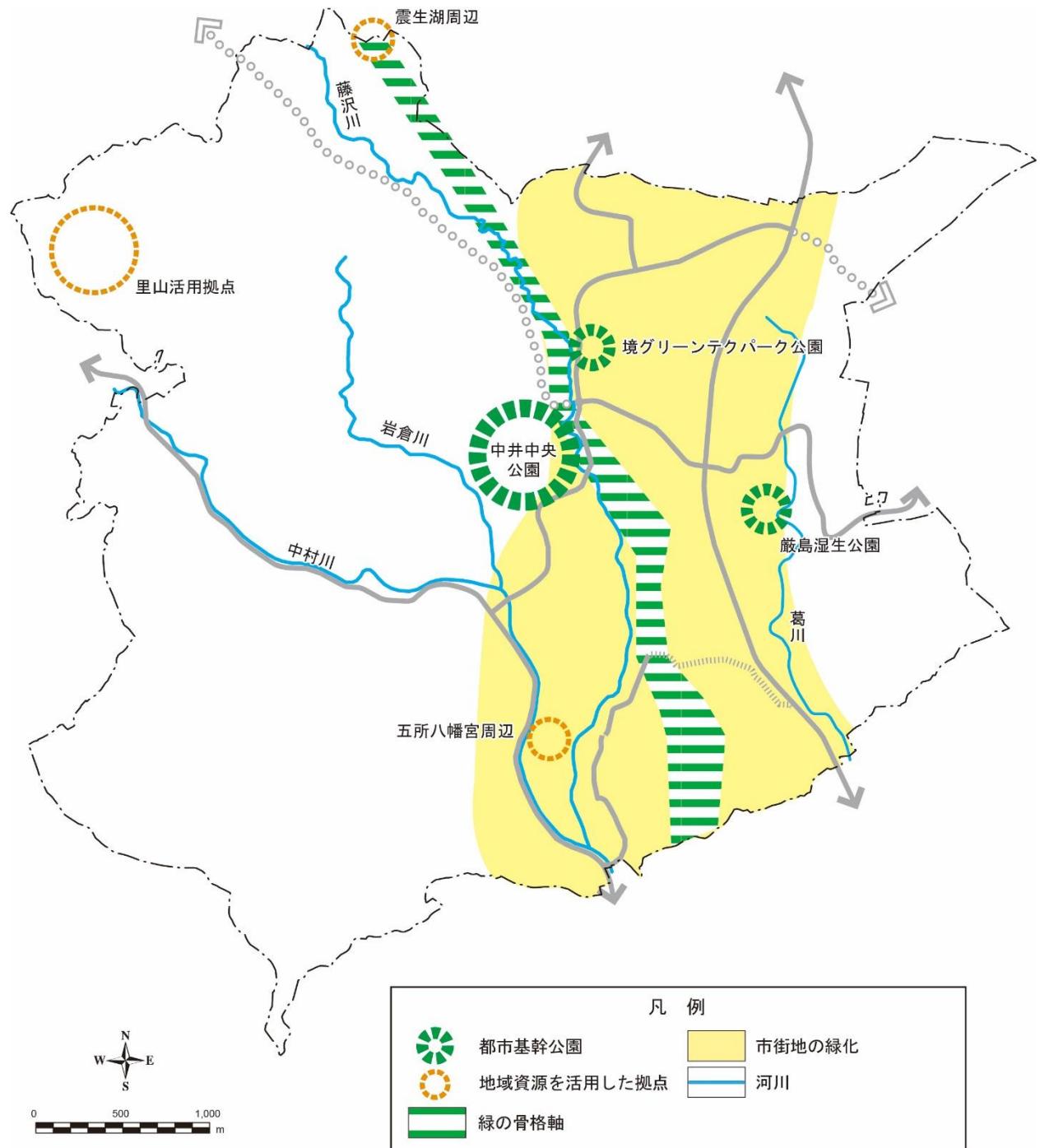


図 公園・緑地の整備・保全の方針図

### (3) 都市環境に関連した都市施設の整備方針

#### 1) 下水道の整備

##### ○公共下水道事業の推進<基本方針3-2-1>

酒匂川流域関連中井公共下水道事業計画に基づき、市街化区域に隣接する計画区域など未整備区域の解消を進めるとともに、適切な維持管理と接続率の向上に取り組みます。

また、新たな市街地の編入や市街化が想定されない区域の除外など、適宜、下水道計画区域の見直しを検討します。

##### ○合併処理浄化槽の設置支援<基本方針3-2-1>

公共下水道計画区域以外の浄化槽処理促進区域においては、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換などに対する支援の充実に取り組み、地域の実情に即した下水処理を促進します。

#### 2) その他都市施設の整備

##### ○ごみ処理施設の適切な維持管理<基本方針3-2-1>

ごみ処理については、足柄上地域 1 市 5 町にある既存施設の老朽化が進んでいることから、あしがら上地区資源循環型処理施設の早期の建設着手に向けた検討に取り組みます。

##### ○公共施設の利用のサービスの維持<基本方針3-2-1>

小田原市や秦野市などの周辺都市と施設の相互利用を進めるなど、効率的な施設・機能の確保と利用サービスの維持・向上に向けた広域的な連携に取り組みます。

##### ○地域活動の場の充実<基本方針3-3-1>

公民館、コミュニティセンターなど地域住民が集い、交流する場の充実や自治会活動、まちづくり活動に対する支援を行い、地域のコミュニティ意識を高めます。

##### ○情報基盤の整備<基本方針3-5-2>

デジタル技術の活用により、生活の利便性の向上を図るとともに、デジタル化の恩恵を誰もが受けられる地域情報化に向けた新たな情報基盤の整備に取り組みます。

### (4) 市街地の景観づくりの方針

##### ○地域拠点の景観形成<基本方針3-2-1>

地域拠点においては、地域住民が集まり、交流し、様々な活動を行う場にふさわしい活力やゆとりが感じられる景観づくりに取り組みます。

##### ○既存市街地の景観形成<基本方針3-2-1>

住宅や商業施設、工場などの多様な建物が立地する既存の市街地においては、住民や企業、地域の協力を得て、周辺の自然や街並みとの調和に配慮した土地利用、建物の建築や更新などを促します。

## ○新市街地の景観形成<基本方針3-2-1>

新たに市街地を形成する場合は、周辺の自然環境と調和した産業地、暮らしの場にふさわしい落ち着きのある住宅地、にぎわいの感じられる商業地など、市街地の特性に応じた景観づくりを促します。

## ○屋外広告物の適切な誘導<基本方針3-2-1>

幹線道路沿道などにおいては、「神奈川県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の適切な表示及び掲出を誘導します。

## (5) 環境負荷の低減方針

### ○集約的な都市構造の実現<基本方針3-4-1>

無秩序な市街地の拡散等を抑制し、拠点間の移動の円滑化を図ることで環境負荷の少ない集約的な都市構造の実現に取り組みます。

### ○多様な移動手段の確保<基本方針3-4-1>

安全で快適な歩行者・自転車の通行環境の確保や公共交通の利便性の向上により、利用者の実情にあわせて選択することが可能となる、多様な移動手段を確保し、できる限り自家用車に依存しない交通体系を実現することで、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の排出量を抑制します。

### ○自然・地形条件をいかした開発の誘導<基本方針3-1-1>

新たな市街地の開発等にあたっては、開発指導要綱のほか、農地転用許可や林地開発などの各種法令に基づく制度を運用しながら、現存する緑の保全や地形の改変を最小限に留めるなど、現在の自然・地形条件をいかした開発を誘導します。

### ○産業活動にともなう公害の抑制<基本方針3-1-1>

~~豊かな~~自然環境の保全・共生の視点から、出来る限り環境負荷の少ない業種の企業等の誘致に取り組みます。また、県と連携し、事業所からの排水、大気汚染物質及び騒音等に対する監視体制を強め、適切な改善・指導に努めます。

### ○ごみの減量化、再資源化への取り組み<基本方針3-2-2>

ごみの減量化、分別収集の徹底及び「生ごみの堆肥化」や「剪定枝のチップ化」等による再資源化への取り組みを進めます。

### ○再生可能エネルギーの活用<基本方針3-1-1>

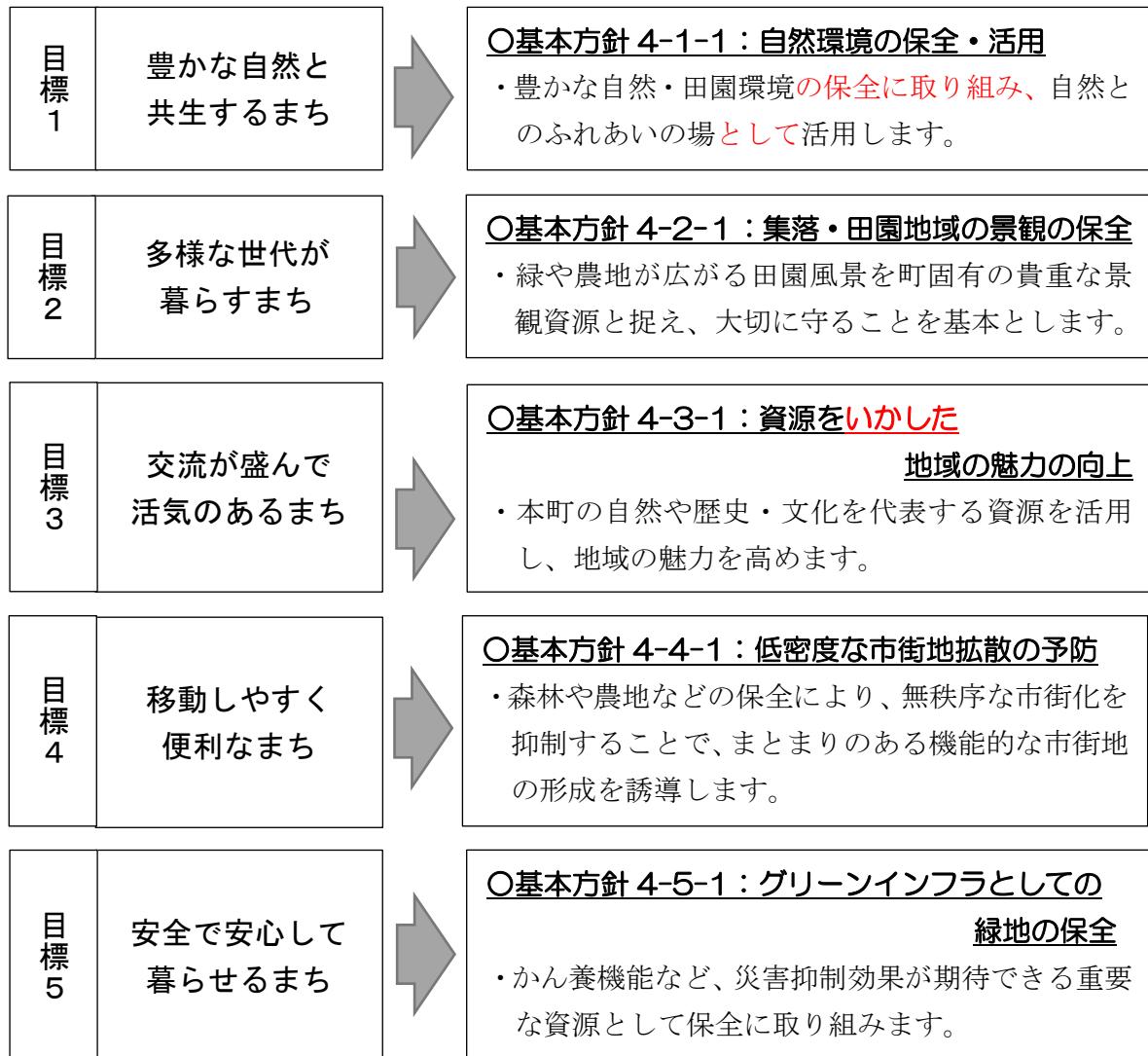
公共施設の更新にあたっては、環境配慮型の設備導入と再生可能エネルギーの利用を検討します。

また、太陽光発電設備に対しては、~~豊かな~~自然環境の改変による環境負荷や災害リスクなどへの影響も考慮した適切な設置の指導に取り組みます。

## 4. 自然環境の保全・活用方針

### (1) 自然環境の保全・活用の基本方針

都市づくりの目標の実現に向け、自然環境の保全・活用の基本方針を次のように設定します。



## (2) 緑の保全・活用方針

### 1) 緑の保全・活用

#### ○緑地の保全・活用<基本方針4-1-1・4-4-1・4-5-1>

町中央の市街地ゾーンを南北に連なる帯状の緑の骨格軸は、身近にふれあうことのできる緑、水源かん養機能による災害抑制効果など多面的な役割が期待できるグリーンインフラとして、**水源の森林づくり事業などにより町内で活動している団体や地域住民と協働しながら、適切な保全と維持管理に取り組みます。**

#### ○農地の保全・活用<基本方針4-1-1・4-4-1・4-5-1>

農地の多面的な機能・役割に鑑み、新規就農者などの人材の育成・支援、農産物収穫体験の実施といった観光・交流資源としての地域の特色をいかした農地の活用のほか、農業法人や意欲的な担い手への農地の集約化などを通じ、**農用地区域をはじめとする優良な農地の保全に取り組みます。**

### 2) 緑の育成

#### ○緑の回復<基本方針4-1-1・4-3-1>

砂利採取場跡地については、一部区域で予定されている農地復元事業の進捗に注視しつつ、他区域についても農地・山林への復元を基本とした跡地対策を砂利採取事業者及び地権者とともに検討します。

また、農地や山林に関わる法制度の制定・改正などを注視しながら、地域の持続的な発展やコミュニティ維持の視点から、新たな利活用を検討します。

## (3) 集落・田園地域の景観づくりの方針

#### ○田園・丘陵の保全<基本方針4-1-1・4-2-1>

丘陵地の緑や農地が広がる風景は、**水源の森林づくり事業などの活用のほか、町内で活動している団体や地域住民との協働による森林の適切な保全と維持管理に取り組み、おととしにも、景観の阻害要因となる工作物の適切な誘導方策を検討するなど、本町の代表的な風景、町固有の貴重な景観資源として保全します。**

#### ○地域資源の活用<基本方針4-3-1>

五所八幡宮や厳島神社などの社寺、道祖神などの歴史・文化、震生湖などの特色ある自然を本町の魅力を高める地域資源と捉え、これらと調和した周辺景観の誘導方策を検討することによって保全・活用します。

#### ○景観を損ねる要素の適切な誘導<基本方針4-2-1>

豊かな自然や良好な眺望を保全するため、「神奈川県屋外広告物条例」に基づく、屋外広告物の適切な表示及び掲出や、太陽光発電設備などの構造物の適切な設置に向けた誘導方策を検討します。

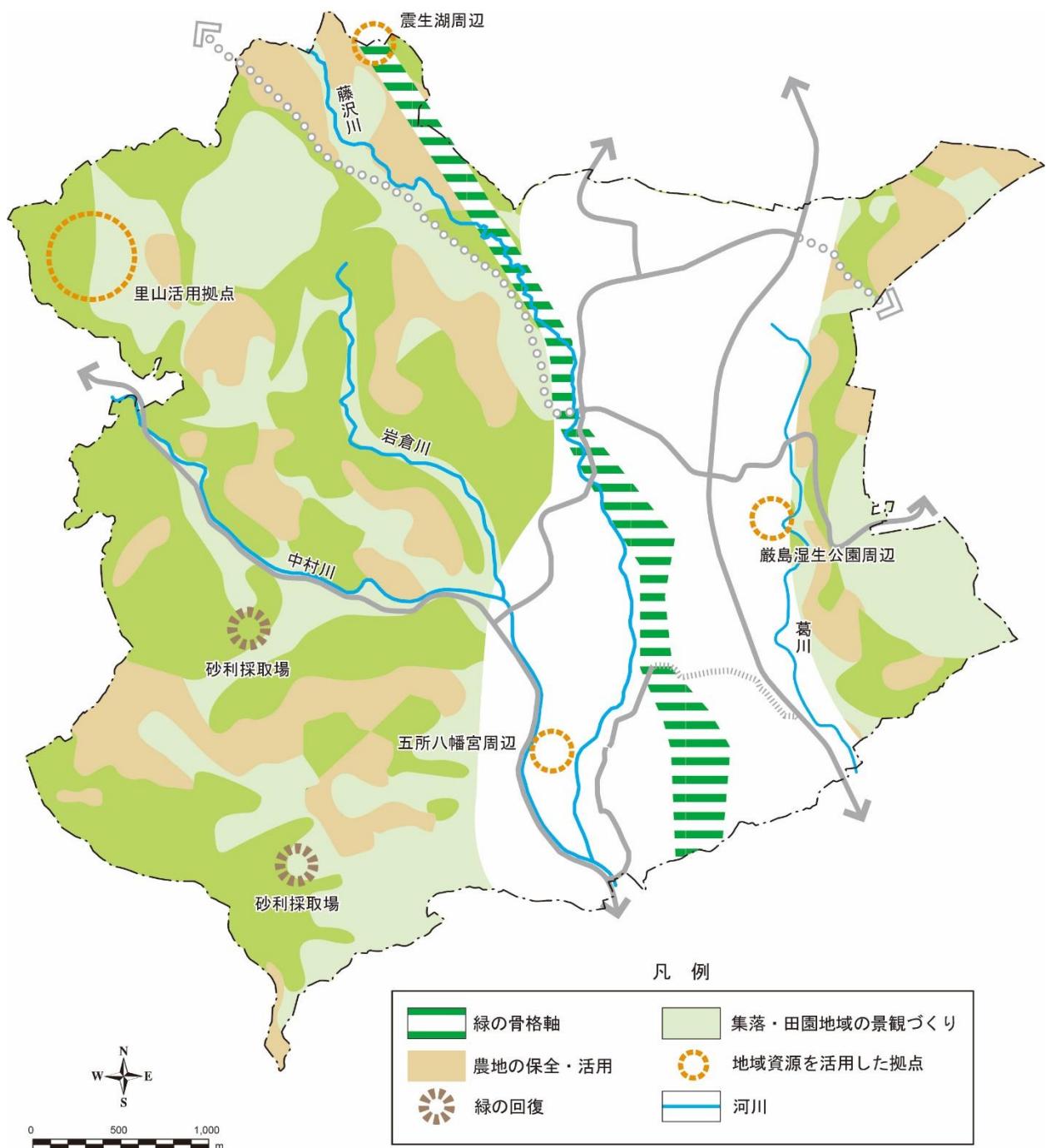
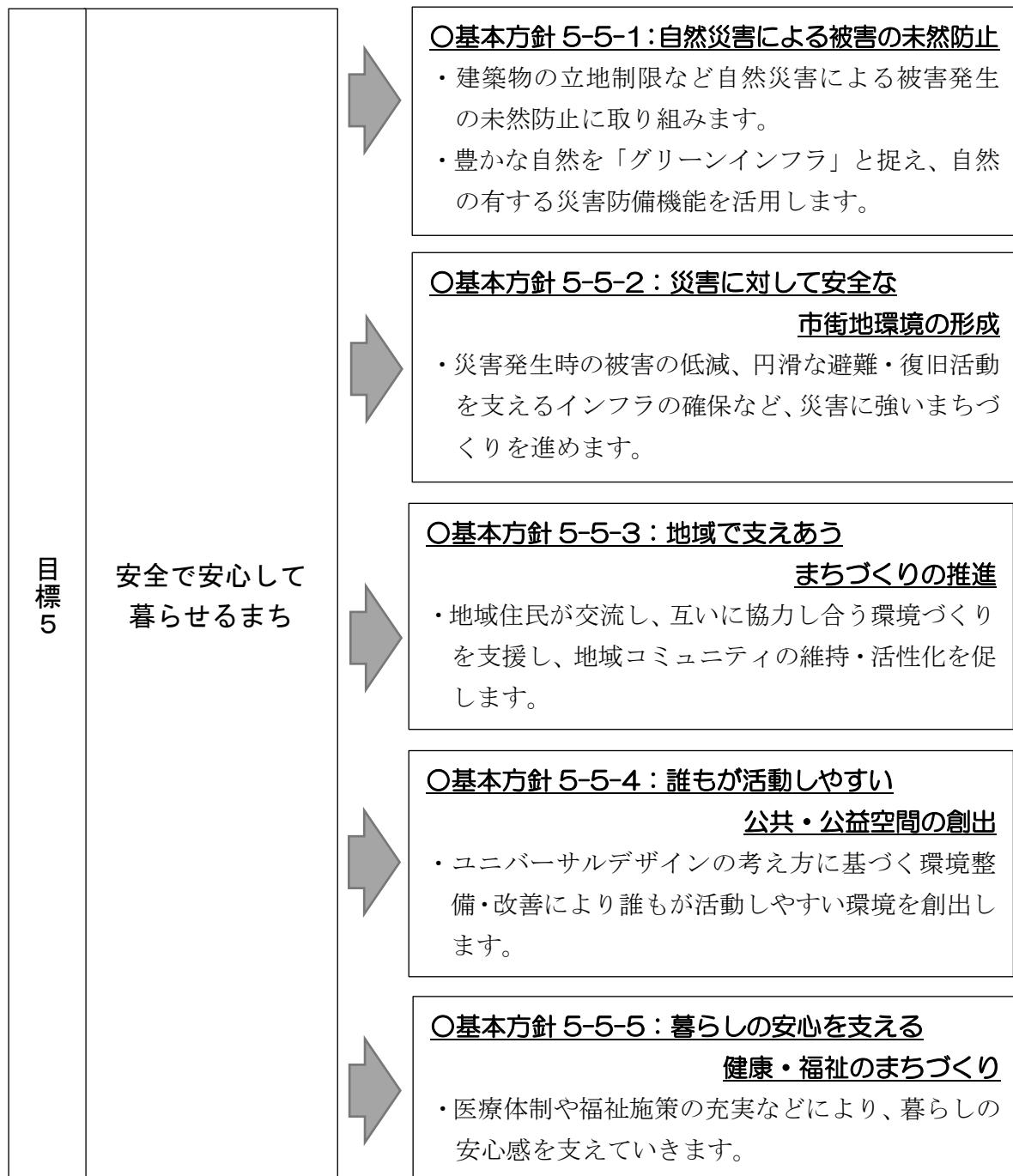


図 自然環境の保全・活用の方針図

## 5. 安全・安心のまちづくりの方針

### (1) 安全・安心のまちづくりに関する基本方針

都市づくりの目標の実現に向け、安全・安心のまちづくりの基本方針を次のように設定します。



## (2) 安全・安心のまちづくりの形成方針

### 1) 災害の予防と被害の低減

#### ○適正な土地利用の規制・誘導<基本方針5-5-1>

急傾斜地等災害発生の恐れが高い区域や浸水の恐れがある区域など、自然災害の発生する危険性が高い区域については、災害リスクに関わる情報を的確に住民に伝えるとともに、建築物の立地を制限する区域指定の主体である県などと連携し、法に基づく規制制度~~など~~を活用するなど、住民と行政が協力して自然災害を回避した安全な土地利用を促進します。

#### ○急傾斜地等の災害防止<基本方針5-5-1>

急傾斜地崩壊危険区域については、家屋の立地条件などを考慮し、優先度の高い箇所から土砂災害防止施設の整備を計画的に進めるよう、県に働きかけます。

#### ○グリーンインフラの活用<基本方針5-5-1>

気候変動に伴い激甚・頻発化する災害については、農地や里山、森林の適切な保全と維持管理によって、それら自然環境が従来から有する保水機能などの多面的な機能を活用することで、防災・減災に取り組みます。

#### ○燃え広がりにくい市街地の形成<基本方針5-5-2>

避難場所や救護活動拠点としての機能を確保するとともに、延焼の防止・遅延に効果のある緩衝地帯として公園の防災機能の向上に取り組みます。また、道路などについても火災の延焼防止・遅延の効果を考慮した整備を検討します。

さらに、市街地の不燃化や難燃化を促すため、防火地域や準防火地域の指定について検討します。

#### ○避難、救護・救援、復旧活動の円滑化<基本方針5-5-2>

災害発生時の円滑な避難や救護・救援、復旧活動を支えるため、緊急輸送道路に指定された幹線道路などにおける、緊急車両の通行に十分な幅員の確保や橋梁の改修、上下水道の耐震性確保など、災害に強いインフラ施設を維持するとともに、**防災備蓄品の充実**や避難・誘導板の設置などに取り組みます。

#### ○建築物等の耐震化の促進<基本方針5-5-2>

建築物の倒壊による被害を減少させるため、建築物の耐震診断の実施や耐震改修に対する支援を行い、建築物の耐震化を促進します。

また、危険ブロック塀や落下物などの箇所を把握するとともに、その除去及び除去後の安全な工作物の設置などの安全対策を講じる**方**への支援に取り組みます。

#### ○生活道路の環境改善<基本方針5-5-2>

緊急車両の円滑な移動を確保するため、**住宅の建築時における道路の拡幅や隅切りの確保等**を進めるほか、必要に応じ、街路を地区施設として定める地区計画を検討します。

## ○治水対策の推進<基本方針5-5-1・5-5-2>

関係機関と連携し、河川の整備・改修を促進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導や排水施設の整備による雨水流出抑制対策、下水道整備による雨水の計画的な処理を進めるなど、水害による浸水防止に取り組みます。

また、防災調整池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制、森林や農地の適切な保全と維持管理などの各種施策の連携による、流域の保水・遊水機能の維持・向上に取り組みます。

## ○地域住民と一緒にした取り組みの推進<基本方針5-5-3>

災害発生時において、地域での適切な対応が図れるよう、自主防災組織の活動を支援します。また、地域の災害リスクへの理解と災害発生時の落ち着いた行動を促すため、ハザードマップの周知を図るなど、住民の防災意識を啓蒙することにより、町民と行政が一体となった防災・災害対策を進めます。

### 2) 健康・福祉のまちづくり

#### ○誰もが活動しやすい環境の形成<基本方針5-5-4>

道路や公園のほか、人が集まる公共・公益施設は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、**快適な歩行空間の形成を図るなど**、誰もが活動しやすい環境の整備・改善に取り組みます。

#### ○医療体制の確保<基本方針5-5-5>

身近な地域で安心して医療を受けられるよう、**町内・地域医療機関**、広域的な大規模病院との連携を強化し、地域の医療体制の充実を図ります。

#### ○福祉施策の充実<基本方針5-5-5>

健康づくりステーション事業や各種介護予防事業の実施・充実により、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を送るための支援を行います。また、少子化や女性の社会参加の増加に対応し、子育て支援施設の機能拡充や育児支援などソフト施策などに取り組みます。

### 3) 犯罪の起きにくい地域づくり

#### ○地域のコミュニティ意識の高揚<基本方針5-5-3>

自治会活動やお祭りなど地域の歴史・文化を支える活動の支援などを通じ、新たな住民の流入等によって希薄になりがちな地域のコミュニティ意識を高めることで、犯罪の起きにくい地域づくりを進めます。

#### ○死角を生じない環境づくり<基本方針5-5-3>

道路や公園などの整備・改良にあたっては、防犯上の観点から、透過性フェンスの設置や低木の植栽などによって見通しを確保するなど、死角のない空間づくりに取り組みます。

また、**防犯灯や道路照明灯**の設置など、防犯に寄与する環境整備に取り組みます。